

## 「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の見直しについて（案）

### 1 背景

#### （1） 国の状況

国は、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行した。

法附則第7条において、施行後3年を経過した場合に所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において取りまとめられた意見書等を踏まえ、令和3年6月に、事業者の合理的配慮の提供の義務化（現法は努力義務）等を規定した改正法が公布（公布後3年以内に施行）された。現在、障害者政策委員会において基本方針の改定に向けた議論を行っている。

#### （2） 本市の状況

本市でも、平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」（以下「市条例」）を施行した。市条例施行後の差別解消、障害理解に向けた主な取り組みは参考資料1を参照。

#### （3） 県の状況

県は、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（以下「県条例」という。）、「手話言語条例」を施行した。

#### （4） 法、県条例、市条例の関係性

国では、法に合わせ、地方公共団体が地域の実情に即した条例（いわゆる上乗せ、横出し条例（※）を含む。）を施行し、障害者にとって身近な地域において差別解消を推進することが望まれるとしている。

市条例は、法や基本方針を踏まえた内容としているほか、差別をより分かりやすく定義し、差別解消のために必要な方策や差別事例の解決の仕組みを具体的に定めている。

改正法・県条例と市条例の大きな相違点としては、事業者の合理的配慮の提供について、改正法・県条例は義務、市条例は努力義務としている点が挙げられる。

※ 上乗せ…法律と同一の目的で、法律より厳しい規制を定める。

横出し…法律と同一の目的で、法律が規制していない事項について規制を定める。

## 2 条例見直しの方向性

- (1) 法改正及び基本方針改定を踏まえた見直しを行う。
- (2) 市条例施行後の運用状況等を検証し、その他必要な見直しを行う。

## 3 検討の進め方

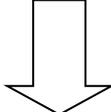
- (1) 条例見直しに係る検討は、本市が推進する様々な障害者施策と関連することから、障害者施策推進協議会を中心に検討を進める。  
その際、幅広い議論ができるよう臨時委員を追加する。(障害のある当事者、地域団体や事業者など地域における支援者等を想定。)
- (2) 検討にあたっては、本市における条例施行状況や障害者差別に関する現状等を把握し、課題を整理する。
- (3) 障害者本人や家族、事業者等の意見を踏まえて検討を進める。
- (4) 障害者への差別の解消に対する市民や事業者の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていく。

## 4 今年度の作業等 ((1) 及び (2) の詳細は資料 2 を参照)

- (1) 障害福祉関係団体、事業者団体を対象としたヒアリングの実施  
委員及び行政職員が参加し、障害福祉関係団体や事業者団体等を対象にヒアリングを行う。ヒアリングでは、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の考え方について見直すべき点や考慮すべき点、差別を解消するために必要な事項、現状の課題等について意見交換を行う。
- (2) 事例の収集  
当事者や障害福祉関係団体、市民等から、障害を理由とした差別に関する事例等を広く収集し、現状の把握を行う。上記ヒアリングで確認するほか、市ホームページ等を活用して広く募集する。
- (3) 学習会の実施  
今後の議論を円滑に進めるため、条例や改正法の概要等について、委員や行政職員を対象とした学習会を実施する。

## 5 今後のスケジュール（案）

条例の改正を実施する場合のスケジュールは下記のとおり。なお、基本方針の改定状況等により変更する場合がある。

年度	月	内容	備考
3年度	11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">諮問</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉関係団体等のヒアリング</li> <li>・事業者団体等のヒアリング</li> <li>・事例の収集 など</li> </ul>
	11～3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現状の把握</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	
4年度	4～6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">課題・論点の整理</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉関係団体等のヒアリング</li> <li>・事業者団体等のヒアリング</li> <li>・ワークショップ</li> <li>・シンポジウム など</li> </ul>
	7～9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">条例改正のあり方中間案の作成</div>	
	10～11月頃	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">パブリックコメント</div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">答申案の作成</div>	
	12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">答申</div>	
	2月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市議会定例会に改正条例案提出</div>	
5年度	4月以降	<div style="border: 3px double black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">改正条例施行</div>	